

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会
(9月12日告示の総合確保方針を受けて設置)

第1回～第5回の概要について

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

第1回検討会(9月18日)

○今後の医療提供体制の方向性について

下記①～⑥の視点について議論

- ① 病床の機能分化・連携の推進。患者の状態に応じた質が高く効率的な医療提供体制の構築。
- ② 地域包括ケアシステムを支える病床の整備や在宅医療の充実。
- ③ 認知症高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加を踏まえた、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供される体制の構築。
- ④ 関係団体と連携し、病床の機能に応じた医療人材の確保。
- ⑤ 都道府県内においても、地域によって、人口動態や医療・介護需要のピークの時期や程度が異なること、医療・介護資源の現状に差があることを踏まえた、地域にふさわしい医療提供体制の構築。
- ⑥ 国民(患者)が医療機関の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けられるような医療機関に関する十分な情報の国民(患者)への提供。

○有識者によるプレゼンテーション

JA長野厚生連佐久総合病院診療部長北澤参考人より、長野県佐久地域における医療機能の分化・連携と当院の役割について、プレゼン

第2回検討会(10月17日)

○構想区域の設定の考え方について

「二次医療圏を原則としつつも、

- ①人口規模
- ②患者の受療動向(流出率・流入率)
- ③疾病構造の変化
- ④基幹病院までのアクセス時間等の変化等

の要素を勘案して、地域の実態を踏まえて、都道府県においては、病床の機能分化及び連携を推進するための区域としての構想区域を定める。」でおおむね合意

○2025年の医療需要及び必要量の推計方法について
平成23年の一体改革のときの考え方を共有

第3回検討会(10月31日)

○2025年の医療需要の推計方法について

事務局の案について、協議(引き続き検討)

○有識者によるプレゼンテーション

つくし会新田クリニック新田参考人より、国立市での取り組みや全国在宅療養支援診療所連絡会会長の立場からプレゼン

第4回検討会①(11月21日)

○都道府県において地域医療構想を策定するプロセスについて

都道府県で実施されている医療計画の策定手続等を踏まえて地域医療構想を策定することで、おおむね合意

○策定した地域医療構想の達成の推進のための「協議の場」の設置・運営方針について

以下について、おおむね合意

- ・名称 地域医療構想調整会議
- ・議事、開催時期、設置区域、参加する関係者 等

第4回検討会②

		議事	開催時期	参加する関係者
通常の開催(法30の14②)	病床の機能分化・連携の推進	①構想区域内の病院・有床診療所が担うべき病床機能及びその病床数に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が随時開催	議事等に応じ、都道府県が選定
		②病床機能報告制度による情報等の共有	病床機能報告制度や地域医療介護総合確保基金のスケジュールを念頭に定期的に開催	医師会、歯科医師会 病院団体 医療保険者 等 を都道府県が選定
		③都道府県計画(地域医療介護総合確保基金)に関する協議		
	その他	④その他の地域医療構想の達成の推進(地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など)に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が随時開催(定期的にも開催あり得る)	議事等に応じ、都道府県が選定
病院の開設・増床、医療機能の転換への対応	⑤開設・増床等の許可申請の内容に関する協議(法30の14③)	医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合に開催	許可申請をした医療機関及び当該申請に係る利害関係者 等を都道府県が選定	
	⑥過剰な医療機能への転換に関する協議(法30の15②)	医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合に開催	転換しようとする医療機関及び当該転換に係る利害関係者 等を都道府県が選定	

※ 医師会、病院団体、医療保険者を基本的な参加者とし、議事に応じて参加者を柔軟に選定させるという考え方が提案された。

第5回検討会(12月12日)

○2025年の医療需要の推計方法について
引き続き事務局の案をもとに協議(引き続き検討)

○あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等について

以下の事項ごとに、都道府県が地域の実情に応じて策定することとしつつ、参考となる事例を提示することでおおむね合意

- ・病床機能分化・連携の推進
- ・在宅医療の充実
- ・医療従事者等の確保・養成
- ・都道府県の役割の適切な発揮
- ・地域医療構想の実現に向けたPDCA

今後の予定

○積み残しの議題

病床機能報告制度において報告される情報の公表のあり方等について

※推計関係は引き続き検討中

○とりまとめ(案)の提示時期

1月中を目途